

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉冷却材浄化系廃スラッジ沈降分離槽（A・B）レベル記録計の点検時、作動応答時間に許容値外れが認められたため、当該記録計を修理	D	
2	2号機	タービン建屋グランドシール蒸化器室換気系排気ファン用電動機の点検時、軸受ハウジング内径及び軸受部軸外径の寸法測定値に、判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	所内変圧器（2A）～メタクラ〔高圧配電盤〕（2A）間高圧ケーブルの点検時、シールドアース絶縁抵抗値に低下が認められたため、当該ケーブルを修理	D	
4	2号機	ドライウェル除湿系冷却装置（B）冷水出口温度スイッチ（サーモスタット）の点検時、動作不良が認められたため、当該計器を交換	D	
5	2号機	廃棄物移送容器廃液入口配管ブロー用空気圧力計点検時、空気逆止弁の動作不良が認められたため、当該逆止弁を点検・修理	D	
6	3号機	超高压開閉所碍子洗浄水タンクの点検時、エアベントフィルタに腐食が認められたため、当該フィルタを交換	D	
7	3号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 5）出口サンプリング弁において、操作ハンドルの外れが認められたため、当該ハンドルを取付	D	
8	4号機	所内ボイラ（B）ドラムエアベント弁において、シートパスの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	タービン建屋空調冷却装置（CH-10F）送風機（A）及び空調冷却装置（CH-10G）送風機（A・B）の点検時、送風機軸受架台に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
10	5号機	高圧復水ポンプエリア局所空調機の点検時、送風機軸カップリング取付部の嵌合値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	屋外水素供給No. 4トレーラ用水素漏洩検出器に動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
12	6号機	タービン建屋排気ファン出口サンプリング盤（No. 8A）内活性炭フィルタ入口弁の操作時、操作レバー部分が破損したため、当該レバーを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで